

公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度及び地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾等に関する取扱い

平成21年3月31日市長決裁

(目的)

第1条 この取扱いは、深川市（以下「市」という。）が発注する建設工事を直接請負う者（以下「請負人」という。）が、工事請負代金債権を担保として、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国総建整第154号）による地域建設業経営強化融資制度（以下「地域建設業経営強化融資制度」という。）又は「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成11年1月28日付け建設省経振発第8号）による下請セーフティネット債務保証事業（以下「下請セーフティネット債務保証事業」という。）を活用する場合の深川市建設工事請負契約約款（以下「工事請負契約約款」という。）第4条第1項ただし書に基づく工事請負代金債権の譲渡（以下「債権譲渡」という。）の承諾等の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 深川市建設工事執行規則（昭和47年4月1日規則第12号。以下「執行規則」という。）第2条に定める工事（執行規則第17条に該当するものを除く。）を対象とし、次に掲げる工事は除くものとする。ただし、地域建設業経営強化融資制度を活用する場合は、第1号の工事であっても債権譲渡の承諾時点において、次年度に工期末を迎え、かつ、残工期が1年未満であるものについては対象とする。この場合において、債権譲渡は一括して行うこととし、年度ごとの分割譲渡は認めないものとする。なお、譲渡される工事請負代金債権の額の算定に当たっては、既に支払った工事請負代金も控除する。

- (1) 債務負担行為等により工期が複数年度にわたる工事で、工期の最終年度に到達していない工事
- (2) 履行保証を付した工事で、役務的保証を必要とする工事
- (3) 深川市低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務処理要領（平成8年深川市訓令第17号）に基づく調査基準価格を下回って落札し、契約した工事
- (4) その他市長が債権譲渡の承諾を不相当と認めた工事

(対象となる債権)

第3条 対象となる債権は、請負人が市に対して有する工事請負契約の支払請求権とする。

(譲渡債権の範囲)

第4条 債権譲渡の金額は、請負工事が完成した場合は、請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金の支払額及び本件工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、工事請負契約が解除された場合は、出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金の支払額及び本件工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。なお、設計変更等により請負代金額に増減が生じた場合の譲渡債権の金額は、変更後の請負代金額に基づき算定するものとする。この場合において、請負人はこの取扱いで定める債権譲渡先に対して、変更契約書の写しを提出し、通知しなければならない。

(債権譲渡を承諾する時点等)

第5条 市長は、次に掲げる時点でなければ、債権譲渡を承諾してはならない。なお、承諾に当たっての出来高（債務負担行為等により工期が複数年度にわたる工事については、最終年度の出来高予定額に対する出来高。ただし、第2条ただし書に定める工事については、

当該工事全体に対する出来高)は、工事旬報等により確認するものとする。

- (1) 地域建設業経営強化融資制度を利用する場合は、当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。
- (2) 下請セーフティネット債務保証事業を利用する場合は、当該工事の出来高が、前払いがなされた金額以上に到達したと認められる日以降とする。

(債権譲渡先)

第6条 請負人が、事業協同組合(事業協同組合連合会等を含む。)若しくは法令の規定に基づく公益法人である建設業者団体又は財団法人建設業振興基金(以下「振興基金」という。)が被保証者として適当と認める民間事業者に対して債権譲渡を行う場合に、当該債権譲渡を承諾することができるものとする。

(事前周知)

第7条 市長は、第2条に基づく対象工事の入札等に当たって、請負人が地域建設業経営強化融資制度又は下請セーフティネット債務保証事業を利用しようとする場合の債権譲渡については、この取扱いに基づき承諾する旨を当該工事の入札公告等に記載するものとする。

(出来高確認)

第8条 融資時に譲渡債権の担保価値を査定するために行う出来高確認については、債権譲渡先が行うこととし、事前に市長に対し工事出来高査定協力依頼書(別記様式第4号)を提出させるとともに、工程に支障のない範囲で現場内への立入りを承認するものとする。

(債権譲渡の承諾の申請)

第9条 債権譲渡の承諾を受けようとする請負人は、債権譲渡先と共同して、次に掲げる書類(以下「申請書類」という。)を作成し、市長に申請しなければならない。ただし、契約の相手方が代理人(受任者)である場合(契約書に支店長印等を押印している場合)であって、代表者(委任者)が申請するときは、債権譲渡承諾依頼書に押印する印は実印とする。

- (1) 譲渡債権の金額が、工事請負契約に基づき請負人が請求できる債権金額と一致している債権譲渡承諾依頼書(別記様式第1-1号(第2条ただし書に定める工事については別記様式第1-2号)又は別記様式第2号) 3通
- (2) 請負人と債権譲渡先の調印済みの債権譲渡契約証書の写し 1通
債権譲渡契約については、市長の承諾を得ることを停止条件とした停止条件付債権譲渡契約であること。
- (3) 仕様書等で定める工事旬報等第5条に定める出来高の確認できる書類 1通
- (4) 保証契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合は、当該譲渡に関する保証人等の承諾書 1通

(債権譲渡の承諾基準)

第10条 市長は、次に掲げる要件のすべてが満たされていることを確認した場合に、債権譲渡を承諾するものとする。

(1) 債権譲渡承諾依頼書について

ア 地域建設業経営強化融資制度を選択した場合は、別記様式第1-1号(第2条ただし書に定める工事については別記様式第1-2号)を、下請セーフティネット債務保証事業を選択した場合は、別記様式第2号を使用し、必要事項のすべてが記載されていること。

イ 請負人の住所、商号又は名称、代表者職氏名及び印が工事請負契約書と一致していること。ただし、契約の相手方が代理人(受任者)であって、代表者(委任者)が申

請するときは、債権譲渡承諾依頼書の印及び商号等が、印鑑証明書と一致していること。

ウ 債権譲渡先が、第6条に定める者であること。

エ 工事名、工期に誤りがなく、かつ、第2条に定める対象工事であること。

オ 工事請負代金債権額、支払済の前払金額、中間前払金及び部分払金額に誤りがなく、債権譲渡をしようとする額（申請時時点）が、工事請負契約に基づき請負人が請求できる工事請負代金債権の額と一致していること。

(2) 調印済みの債権譲渡契約証書の写しについて

ア 地域建設業経営強化融資制度を選択した場合は、「地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱いについて」（平成20年10月17日付け国官会第1255号）に定める様式3に準じたものを使用し、下請セーフティネット債務保証事業を選択した場合は、「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度に係る事務取扱いについて」（平成14年12月18日付け国官会第1812号）に定める様式3-①又は様式3-②に準じたものを使用していること。

イ 請負人及び債権譲渡先の所在地、商号又は名称、代表者職氏名等が選択した制度に係る債権譲渡承諾依頼書と整合性が認められること。

(3) 工事旬報等について

ア 当該工事の出来高が、2分の1以上であること又は前払いがなされた金額以上に到達したことを確認できること。

イ 記載事項が、工事請負契約書及び債権譲渡承諾依頼書の内容と相違がないこと。

(4) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、当該保険又は保証に係る約款等により承諾が義務付けられているものである場合は、必要な承諾を受けている旨を証するものが提出されていること。

ア 承諾書は、申請内容と相違がなく、適正な相手方が発行したものであることが確認できること。

イ 市に提出済の保険又は保証証券等及び約款等と承諾書の記載内容が一致していること。

(5) 当該工事請負契約が解除されていないこと又は工事請負契約約款第43条第1項各号に該当するおそれがないこと。

(6) 請負人が、当該工事請負代金債権の債権者であること。

(債権譲渡の承諾手続等)

第11条 市長は、請負人から申請書類を受理した日から7日以内（深川市の休日を定める条例（平成3年深川市条例第1号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）に債権譲渡承諾書（別記様式第1-1号（第2条ただし書に定める工事については別記様式第1-2号）又は別記様式第2号）により承諾するものとする。この場合において、債権譲渡承諾書2通を請負人に交付するものとする。

2 市長は、やむを得ない事由により交付期限までに請負人に対し債権譲渡承諾書を交付できない場合は、その旨を速やかに請負人に連絡することとする。

(債権譲渡の不承諾)

第12条 第9条に定める適正な債権譲渡承諾依頼書等の提出がない場合又は第10条の基準が満たされていることの確認ができない場合は、債権譲渡の承諾を行わない。

2 前項の場合は、速やかに、承諾しない旨及びその理由を記載した債権譲渡不承諾通知書（別記様式第3号）2通を請負人に交付する。

(融資実行の報告書等の要求)

第13条 債権譲渡の承諾後、請負人及び債権譲渡先は、金銭消費貸借契約を締結し、当該

契約に基づき融資が実行された場合は、速やかに、連署にて融資実行報告書（別記様式第5-1号（第2条ただし書に定める工事については別記様式第5-2号））を市長に提出するものとする。

2 請負人は、当該工事に関する資金の貸付けを受けるため、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号）記14に規定する保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに、公共工事金融保証証書の写しを市長に提出するものとする。

（請負代金の請求等）

第14条 第10条の規定により承諾を受け、工事請負契約に係る債権を譲り受けた債権譲渡先が当該債権の支払を請求するときは、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。なお、債権金額の請求及び支払は、契約の履行確認後でなければ行うことができないものとする。

- （1） 工事請負代金請求書（別記様式第6-1号（第2条ただし書に定める工事については別記様式第6-2号））1通
- （2） 債権譲渡承諾書の写し 1通

（様式類の整備）

第15条 保証事業を実施するに当たって必要な債権譲渡先における取扱いや契約書その他の様式類等でこの取扱いに定めのないもの（金銭消費貸借契約書、支払状況・支払計画書、下請負人の受益の意思表示書、受益の意思表示書、債務保証委託書、債務保証協議書、債務保証承諾書、公共工事金融保証証書等）は、保証事業の監督官庁若しくは振興基金が定めたもの又は当該債権譲渡先が当該債権譲渡先の監督官庁、保証事業の監督官庁若しくは振興基金と協議のうえ、必要な手続を経て定めるものを使用するものとする。

（債権譲渡承諾後の中間前払金等の取扱い）

第16条 債権譲渡を承諾した後は、当該承諾に係る工事については、中間前払金及び部分払（第2条ただし書に定める工事については、会計年度末における部分払を除く。）の請求はできないものとする。なお、第2条ただし書に定める工事については、最終年度のの前払金についても請求することができないものとする。

（その他事項）

第17条 地域建設業経営強化融資制度又は下請セーフティネット債務保証事業は、健全な建設業者が積極的に活用すべきものであるため、債権譲渡の承諾を申請したことをもって、請負人の経営状況が不安定であるとみなし、また、入札契約手続等で不利益な扱いをすることのないよう十分留意するものとする。

2 地域建設業経営強化融資制度または下請セーフティネット債務保証事業に係る債権譲渡によって、請負人の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではない。

附 則

- 1 この取扱いは、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この取扱いは、施行日以後締結される工事請負契約に係る請負代金債権及び施行日前に締結された工事請負契約であって施行日において未請求の請負代金債権について適用する。
- 3 この取扱いのうち、地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱いは、平成23年3月31日までの間に限り行うものとする。